

安全保障理事会決議 1849(2008)

2008年12月12日、安全保障理事会第6040回会合にて採択

安全保障理事会は、

2008年11月26日付旧ユーゴスラビア国際裁判所所長からの書簡を添付した、2008年12月5日付事務総長から安保理議長宛ての書簡（S/2008/767）を留意し、

旧ユーゴスラビア国際裁判所(国際裁判所)の裁判部に任命される臨時裁判官の総数を2008年12月31日まで16名に増加することを認めた、2008年2月20日の決議1800（2008）を想起し、

現在国際裁判所には総勢14名の臨時裁判官が事件を割り当てられていること、そのうちの3名は2009年2月12日までに判断が下されることが予定されている事件を割り当てられていること、さらに他の事件へのさらなる臨時裁判官の任命は2008年12月15日に開始されることが予定されていること、これにより2009年2月12日まで臨時裁判官の総数が15名となることに留意し、

国際裁判所に対して、2004年の末までに捜査を完了すること、2008年末までに第一審のすべての公判活動を完了すること、またすべての作業を2010年に完了することを求めた2003年8月28日の決議1503（2003）および国際裁判所の完了戦略の完全な履行の重要性を強調した、2004年3月26日の決議1534（2004）を想起し、

その完了戦略に合致するために可及的速やかに追加の公判を完了しまた実行することを国際裁判所に可能とする暫定措置として、決議1800（2008）において事務総長に対して与えられたこの例外的な権限を延長することの妥当性を確信し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

2009年2月28日までに最大12名に戻すことを条件に、臨時裁判官の員数を国際裁判所規程第12条（1）に定められている最大12名から、随時暫定的に最大16名まで増員することができるよう、現存の公判を完了しあるいは追加の公判を行うために、事務総長が、現存する資金の範囲内で、国際裁判所所長の要請に基づいて、追加の臨時裁判官を任命できることを決定する。

この問題に引き続き取り組むことを決定する。